

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明（第1条関係）

条 項	規定事項	説 明
総 括		<p>市税制度の適正化を図るため、徴収の猶予及び換価の猶予について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものである。</p>
第8条の2 第1項 第2項	徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法	<p>徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする場合における納付又は納入の方法について、当該猶予に係る市の徴収金を、猶予する期間内の各月で分割して納付し、又は納入させる方法によるものとする。</p> <p>この改正は、平成28年4月1日以後に申請される徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長について適用する。</p>
第8条の3 第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項	徴収猶予の申請手続等	<p>徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請書に記載する事項及び添付する書類を定めるとともに、当該申請書の訂正等の期間を20日とするものとする。</p> <p>この改正は、平成28年4月1日以後に申請される徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長について適用する。</p>
第8条の4 第1項	職権による換価の猶予の手	<p>職権による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長をする場合における納付</p>

<p>第 2 項 第 3 項</p>	<p>続等</p>	<p>又は納入の方法について、当該猶予に係る市の徴収金を、猶予する期間内の各月で分割して納付し、又は納入させる方法によるものとするとともに、当該猶予をする場合において提出を求めることができる書類を定めるものとする。</p> <p>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後にされる職権による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長について適用する。</p>
<p>第 8 条の 5 第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 4 項 第 5 項 第 6 項 第 7 項</p>	<p>申請による換価の猶予の申請手続等</p>	<p>申請による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長をする場合における申請の手続期間を 6 月とするとともに、納付又は納入の方法について、当該猶予に係る市の徴収金を、猶予する期間内の各月で分割して納付し、又は納入させる方法によるものとするとし、当該猶予をする場合において申請書に記載する事項及び添付する書類並びに提出を求めることができる書類を定めるとともに、当該申請書の訂正等の期間を 20 日とするものとする。</p> <p>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する市の徴収金について適用する。</p>
<p>第 8 条の 6</p>	<p>担保を徴する必要がない場</p>	<p>徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合</p>

	合	における担保を徴する必要がない場合 について定めるものとする。
第9条	公示送達	規定の整備
第20条 第2項	市民税の納税 義務者等	規定の整備
第37条の2	固定資産税の 非課税の規定 の適用を受け ようとする者 がすべき申告	規定の整備

参考資料 豊川市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
説明（第2条関係）

条 項	規定事項	説 明
第1条		規定の整備
附則第1条	経過措置	規定の整備